

滋賀医科大学医学部附属病院滋賀治験ネットワーク推進委員会規程

平成17年11月15日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、滋賀医科大学医学部附属病院滋賀治験ネットワーク規程第2条第2項の規定に基づき、滋賀医科大学医学部附属病院滋賀治験ネットワーク推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、滋賀医科大学医学部附属病院滋賀治験ネットワークに関し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 治験ネットワークに参加する医療機関の確認に関すること。
- (2) 治験ネットワークによる治験の実施可能性に関すること。
- (3) 治験ネットワークによる治験の進行状況に関すること。
- (4) 重篤な有害事象が発現した場合における緊急時対応に関すること。
- (5) その他治験ネットワークの運営に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長
 - (2) 治験管理センター長
 - (3) 滋賀県を中心とした地域圏の医療機関に属する者 若干名
 - (4) その他委員長が必要と認める者 若干名
- 2 前項第3号及び第4号の委員は、病院管理運営会議の議を経て、病院長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、病院長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、治験管理センター長が委員長の職務を代行する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、原則として毎月1回開催する。

(事務)

第6条 委員会の事務は、治験管理センターにおいて処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、「滋賀医科大学医学部附属病院 滋賀治験ネットワーク推進委員会業務手順書」に定める。

附 則

この規程は、平成17年11月15日から施行する。